

福祉事務所嘱託医設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉事務所における非常勤嘱託医師（以下「嘱託医」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 嘱託医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤職員とする。

(設置場所等)

第3条 嘱託医の設置場所、診療科目及び配置人員は、別表第1のとおりとする。

(職務)

第4条 嘱託医は、福祉事務所長（以下「所長」という。）等からの要請に基づき、次の事項について、専門的診断及び必要な助言を行うものとする。

- (1) 医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容検討
- (2) 要保護者についての調査、指導又は検診
- (3) 診療報酬明細書及び（老人）訪問看護療養費明細書の内容検討
- (4) 医療扶助以外の扶助についての専門的診断及び必要な助言
- (5) 介護保険被保険者以外の要保護者に係る特定疾病に該当するか否かの診断
- (6) 長期入院患者の介護扶助への移行の適否についての療養上の検討
- (7) その他医療扶助運営上及び介護扶助運営上必要な専門的診断
- (8) 川崎福祉事務所の嘱託医については、中国残留邦人等に対する支援給付に係る前1号から7号に掲げる事項

(職務の原則)

第5条 嘱託医は、次に定めるところにより職務を行わなければならない。

- (1) 要保護者の人格、プライバシー等を侵害する恐れのある行為をしてはならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (3) 個人情報については、関係法令の定めるところに従い、適正に取り扱わなければならない。

(4) 所長及び関係職員と常時緊密な連絡を保持しなければならない。

(任用要件)

第6条 嘱託医は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 医師の資格を有する者

(2) 人格、識見に優れ、社会福祉に対する理解と熱意とを有する者

(3) 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 市長は、前条の任用要件に該当する者のうち、相当と認める者を嘱託医に任命するものとする。

2 嘱託医の任用期間は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定めるものとする。

(任用期間の更新)

第8条 市長は、任用の期間内の勤務成績が良好である嘱託医については、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託医の任用期間を更新することができる。

(退職)

第9条 嘱託医は、次のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 市長は、嘱託医が次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

(3) 職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務の形態)

第11条 嘱託医の勤務日数は別表第1のとおりとし、勤務日については、毎月所

長が定める。

2 所長は、緊急の協議等必要があると認めるとき及びその他やむを得ないと認めるときは、嘱託医に対し福祉事務所以外の適切な場所においてその職務を行うことを命ずることができる。なお、この場合の職務については、通常の勤務を1日行ったものとして取り扱う。

3 前2項に規定する嘱託医の勤務は、原則として午前8時30分から午後5時までの間で所長が定める。

(休日)

第12条 次に掲げる日は、休日とし、嘱託医は、原則として勤務を要しないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に該当する日を除く。）

(休日の振替)

第12条の2 所長は、嘱託医に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第12条の3 所長は、嘱託医に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、嘱託医に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(年次有給休暇)

第13条 医科の嘱託医に対しては、別表第2に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、1日を単位として付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）の途中で任用された場合においては、別表第3に掲げる区分に応じた年次有給休暇を付与することができる。

2 任用の更新を受ける嘱託医に対しては、前年度（直近の1年度に限る。）に付与した年次有給休暇のうち使用しないものがあるときは、その日数を当該年度に限り繰り越すことができる。

3 次の各号に掲げる職員（以下、各号職員という。）であった者が、引き続き嘱託医に任用された場合において、前年度に付与された年次有給休暇又は年次休暇（以下、年次休暇等という。）の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。また、この場合における当該年度の年次有給休暇の付与日数は、当該年度における各号職員の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日から嘱託医の任用期間の末日までを任用期間とみなして第1項の例により求められる日数から、各号職員の任用期間に付与された年次休暇等の日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）に、各号職員の任用期間の年次休暇等の残日数を加えて得た日数とする。

（1）非常勤職員

（2）川崎市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条の適用を受ける職員

（3）川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第2条第1項の適用を受ける職員

（4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項及び第2項に掲げる職員

（特別休暇）

第14条 特別職非常勤嘱託医に対しては、前条に規定する年次有給休暇のほか、川崎市特別職非常勤職員に関する要領（4川総雇第74号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

2 前項の特別休暇の取扱いは、総務企画局長が別に定める。

（報酬）

第15条 嘱託医に対しては、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、別表第1のとおりとする。

3 第2種報酬の額は、嘱託医の通勤の事情等に応じ、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 前2項に規定する報酬の支給方法は、この要綱に定めるもののほかは、正規職

員の例による。

(第1種報酬額の減額)

第16条 嘱託医が実際に勤務した日数(年次有給休暇又は特別有給休暇を取得した日は、実際に勤務した日数に含める。以下同じ。)が別表第1に規定する勤務日数(以下「勤務日数」という。)に満たない月においては、勤務日数から実際に勤務した日数を控除した日数に1日当たりの報酬単価(医科17,008円/日、精神科25,900円/日、歯科19,300円/日)を乗じて得られた額を第1種報酬の額から減ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡による退職の場合は、全額を支給する。

(費用弁償)

第17条 嘱託医がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級として、同条例により旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、正規職員の例による。

(服務等)

第18条 所長は、嘱託医の勤務状況を出勤簿、出張命令書等により把握し、嘱託医として必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

(公務災害等の補償)

第19条 嘱託医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託医が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合は、その期間の第1種報酬及び第2種報酬は支給しないものとする。

(委任)

第20条 その他この要綱に施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第3条、第11条、第16条関係）

嘱託員の職名		配置人員	勤務日数	第1種報酬	
				種別	金額
川崎福祉事務所嘱託医師	医科	2	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
大師福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
田島福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
幸福社事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
中原福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
高津福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
宮前福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
多摩福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円
麻生福祉事務所嘱託医師	医科	1	週1回	月額	73,700円
	精神科	1	月1回	月額	25,900円
	歯科	1	月1回	月額	19,300円

別表第2（第13条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1日	1日	2日	2日	2日	3日
	3日	3日	3日	3日	3日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託医については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第3（第13条関係）

1週間の 勤務日数	任用月ごとの休暇日数					
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月
1日	1日	1日	—	—	—	—